

# 障がい者相談支援事業について

南風原町では、平成27年4月より南風原町社会福祉協議会へ障がい者相談支援事業を委託します。

## 障がい者相談支援事業とは・・・

障がいのある方、障がいのあるお子様、ご家族、関係者皆様の相談窓口です。地域で生活する障がいのある方やそのご家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。福祉サービスのことなど、地域で生活するうえで困っていることや悩みなどがありましたら、電話や窓口などで、気軽にご相談ください。

## 事業の内容

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための援助(各種支援施策に関する助言・指導等)
- 社会生活を高めるための支援
- 権利の擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介 等

※相談に関する費用は無料です。  
※障害福祉サービス等の各種申請については今までどおり、南風原町役場保健福祉課にて受付いたします。

お問い合わせ 南風原町役場保健福祉課 ☎098-889-4416 FAX 098-888-1772  
南風原町社会福祉協議会 ☎098-889-3213 FAX 098-889-6269



# 民生委員・児童委員の募集について

町では、誰もが安全・安心して暮らせる地域福祉の実現を目指し、地域のみなさまの相談・支援ボランティア「民生委員・児童委員」を募集しています。

## 誰でもなれるの？

75歳未満で、住民が安心して相談できるように、相談内容や個人の秘密を守り、社会福祉に関心があり、地域の実情を知っている方、地域住民の生活相談に応じられる方が適任です。

## 民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱され、住民の方からの相談・助言等の援助を行う、地域の一番身近なボランティアです。住民の立場に立ち、地域に根ざした福祉活動を展開することにより、安心して暮らせる支え合いの地域社会づくりを目指し、住民と関係機関との橋渡し役ともなります。また、民生委員・児童委員が自主的に運営する民生委員児童委員協議会(民児協)が設置され、民生委員が一人では対応できない問題等に、町と協力しながら対応して行きます。

## こんな活動をしているの？ 民生委員・児童委員活動には、次の7つの活動があります。

- 1) 社会調査活動**  
担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- 2) 相談活動**  
地域住民が抱える問題について、相手の立場にたって親身に相談にのります。
- 3) 情報提供活動**  
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 4) 連絡通報活動**  
住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
- 5) 調整活動**  
住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図れるように支援します。
- 6) 生活支援活動**  
住人の求める生活支援を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- 7) 意見具申活動**  
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

## 募集地区について

町では現在、大名地区、新川地区、宮平地区、本部地区、照屋地区、津嘉山地区、第一団地、第二団地が欠員となっております。この地域にお住まいの方で、地域福祉に関心のある方は、下記までお問い合わせください。

こども課 地域福祉班 ☎889-7028/町民生委員児童委員連合会(町社会福祉協議会内) ☎889-3213



## “争族(相続争い)対策を優先する”

相続税を考えると、節税対策より争族(相続争い)対策を優先する。相続争いをすると税金が高つく！(相談は無料)

## 税理士法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子  
本店/那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440  
新都心支店/那覇市安謝2丁目4番18号 電話(098)869-8131

敷地内の大きくなりすぎた樹木はありませんか？  
無造作に伸びてしまった雑草地はありませんか？

## 樹木の伐採、草刈、除草剤散布 ご用命はぜひ当社へ！

有限 那覇造園土木 見積り無料  
TEL850-1524  
〒901-0215 豊見城市宇波嘉敷374番地  
FAX (098)850-1538

詳しくはネットで検索!! 那覇造園土木 検索

# スマホ・タブレットで 広報紙を読もう！

広報誌をもっと身近に

## 広報紙

### 利用方法

APP Store・Google Playから「広報紙」を検索し、ダウンロード

お住まいの地域を「南風原町」に設定\*。その他簡単な設定があります。

最新の広報紙が配信されます！

\*町外にお住まいの方は「気になる地域」で「南風原町」を設定

### 「広報紙」でできること

- ①ホーム画面からタッチ1つで最新号を閲覧できます。
- ②記事を画像として保存でき、SNSなどでシェアできます。
- ③広報発行の通知がアプリに直接届きます。

※広報紙面の広告とは別にアプリ内に広告が表示されますが、その広告については南風原町とは関係ありません。

◆お問い合わせ◆ 総務課 ☎889-4415

広報紙の利用やシステムについてのお問い合わせは (株)ホープ ☎092-716-1404



↑QRコードからもアプリのダウンロードができます。



# 国民年金だより 平成27年度国民年金保険料額のお知らせ 平成27年度学生納付特例受付が始まります

平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円となります。

平成27年度国民年金学生納付特例の申請は4月1日から受け付けます。

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校に在学する学生です。

- 手続きに必要なもの ①学生証、又は在学証明書 ②年金手帳等、基礎年金番号がわかるもの ③印かん(認印)

## 学生の方以外でも、国民年金保険料の免除、納付猶与制度があります。

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除またはその納付が猶与される制度があります。

- 手続きに必要なもの ①年金手帳等、基礎年金番号がわかるもの ②印かん(認印)

## ねんきん Q&A

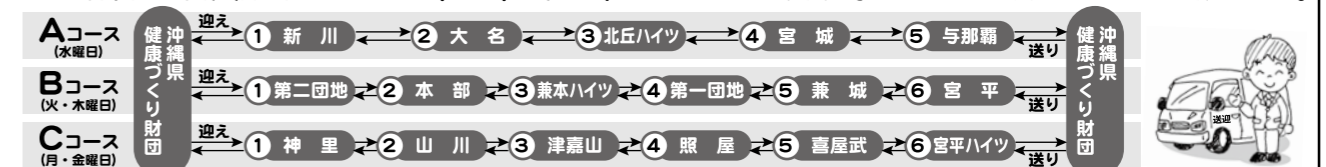


- Q 国民年金保険料を免除していた期間は、後で納めることができますか？
- A 免除、納付猶与、学生納付特例制度により、国民年金保険料の納付が免除されてから10年以内の期間のものに限り、後から納付することができます。これを「追納」といいます。ただし、免除されてから3年度目以降に追納される場合は、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。追納の申込は、役場国保年金課または那覇年金事務所窓口で！

お問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798 または 那覇年金事務所 ☎855-1122

# 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団より 特定健診・長寿健診予約者の 無料送迎車の運行がスタートしました！

●運行内容:南風原町を3コース(地区)に分け、各コースの公民館等を巡回し当財団まで送迎致します。



\*送迎時間など詳しくはお問い合わせ下さい。

●利用方法:健診予約制となりますのでお電話下さい。電話:889-6474 住所:南風原町字宮平212